《Web セミナーのご案内》

生前贈与

泣く人 vs 笑う人

～相続大増税第 2 弾に備えよ～

今年も残すところわずかとなり、「暦年課税」の生前贈与をはじめとする、相続対策の節目となる年末も近づいてきました。12 月に発表される来年度の税制改正大綱では、相続税・贈与税の見直しが検討されているとも言われています。当セミナーでは次世代へ上手に資産をのこすために知っておきたいポイントをお伝えするとともに、1 の「令和 5 年度税制改正大綱」を講師よりいち早く解説し、正確な情報をお届けします。

日　　時 いずれかご都合の良い日をお選びください	・12 月 19 日（月）10 時 30 分～11 時 30 分（60 分）
	・12 月 20 日（火）14 時 30 分～15 時 30 分（60 分）
テ　ー　マ	生前贈与 泣く人 vs 笑う人 ～ 令和 5 年度税制改正大綱を踏まえて
講　　師	税理士 岩佐 孝彦（いわさ たかひこ）氏

・1969 年兵庫県生まれ。「金持ち三代続かず」の要因の一つと言われる相続大増税に警鐘を鳴らし、講演実績 800 回以上。お客さまの想いを大切にした”資産防衛“を実現させる税理士として活躍。
・著作に「お金を残す社長の資産防衛の新常識 CD」（日本経営合理化協会）、「社長と会社のお金を残す力”養成”講座」（日経 BP 社）多数。

主催/共催	株式会社中京銀行／日本生命保険相互会社

セミナー当日は、担当者がタブレット端末を持参いたします。

セミナーのご予約・お問い合わせは、お取引店まで。

中京銀行

※当セミナーにおいて、当行取扱いの金融商品のご案内やご提案をさせていただく場合があります。

保険商品のご留意事項

- ご検討にあたっては、各商品の契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり〔変額年金保険の場合〕などの資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 保険商品は、引受保険会社が引き受けを行う保険商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行いますが、契約の相手方は、当行ではなく、引受保険会社となります。
- 特別勘定の運用実績や外国為替相場の変動などにより、死亡給付金額や年金原資額が払込保険料を下回るリスクは、ご契約者が負うことになります。
- 保険商品は、預金保険の対象ではありません。
- 保険商品は、当行による払込保険料相当額および利回りの保証はありません。
- 引受保険会社が破たんした場合には、生命保険商品は生命保険契約者保護機構により保護の措置がはかられますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・年金額などが削減され、その結果、死亡保険金額・年金額などが払込保険料相当額を下回る場合があります。
- 保険商品は、ご契約時の契約初期費用のほか、ご契約後も、保険関係費用・運用関係費用・年金管理費用などがかかる場合があります。また、据置期間中に解約された場合、解約控除や市場価格調整率などが適用される場合があります。
- ご契約中の保険商品を解約、一部解約した場合の返戻金が払込保険料相当額を下回る場合があります。
- それぞれの保険商品には死亡保険金をお支払いできない場合（免責事由）があります。
- 保険商品のお申し込みの有無がお客さまと当行との他のお取り引きに影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他金融機関でのお借り入れを含む）を前提とした保険商品のお申し込みはお断りしていますのであらかじめご了承願います。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況などによっては、当行で生命保険商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 生命保険商品のお申し込みに際しては必ず、当行の保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

中京銀行
https://www.chukyo-bank.co.jp
商号等／株式会社中京銀行
登録金融機関 東海財務局長（登金）第17号
加入協会／日本証券業協会